

保険金請求 エクスプレスサービスのご案内

おケガによる保険金請求は、
お支払いまで電話一本で完了!

保険金の請求に書類は不要! (※ただし右記の条件を満たすとき)

電話による事故報告のみで保険金をお支払いします。
ご面倒な請求手続きや書類提出は必要ありません。

オペレーターのお聞きする必要事項にお答えいただくだけで、請求手続き完了!
請求手続き完了後、通常1週間以内にお支払いします。

エクスプレスサービス専用ダイヤル

Tel **0120-914-575**

【受付】月～金曜日 9:00～17:00

(土・日・祝日・12月31日～1月4日を除く)



電話でOK!

ご利用になる場合の条件とご注意

- ・損害サービスセンター(チャブ保険)で園児保険のご加入者であり、補償内容と本人確認ができること。
*お手元に加入者証・診察券・保険金を受け取る際の振込先(通帳)等をご準備の上お電話ください。
- ・おケガによる入院・通院で、お支払保険金が10万円未満であること。
- ・報告に関しては、ご契約者・親権者またはその配偶者のいずれかより、必ず治療終了後にご報告ください。
- ・事故日から90日を超えたご請求、または年間を通じて3回目以降のご請求は、書類による手続となります。
- ・保険金のお受取口座は、ご契約者本人の口座に限らせていただきます。

上記ご利用条件を満たしている場合でも、保険金ご請求の内容によっては電話でお手続きが完了できない場合がございます。

電話でお伺いすること

- 事故日
- 事故場所
- 事故状況、おケガの状況
- お子さまのお名前
- 入院・通院日
- 保険金振込先 など



同意事項

弊社では保険金のご請求をいただいた中から、無作為に抽出し医療機関へ通院事由、通院日数につき確認調査を行っております。

ご請求内容と事実が相違している場合にはお支払い出来ない場合がございます。あらかじめご了承ください。

個人情報の取扱いについて

弊社は、保険契約申込書等から得た個人情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。)の取扱いについて以下のとおりとさせていただきます。

なお、詳細については、弊社ホームページ(www.chubb.com/jp)をご覧ください。

1. 主な利用目的について

- (1) 弊社または弊社のグループ会社を取り扱う損害保険の案内、募集および販売
- (2) 上記(1)に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
- (3) 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- (4) 適正な保険金・給付金の支払
- (5) 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
- (6) その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

2. 第三者への情報提供について

弊社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- (3) 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- (4) 弊社のグループ会社、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合